

とめ 法人会 NEWS

平成26年7月31日発行

第69号

チャチャワールドいしこし あじさい園

約6haのあじさい園は、幾重にも折り重なり迫ってくるようなあじさい群生地で、和品種を中心に栽培されている旧あじさい園と西洋種ハイランドジア種など40種栽培の見本園があり、「高森ブルー」と呼ばれるほど美しい蒼や、紫、ピンク、白などの色鮮やかな約7種のあじさいを楽しむことができます。

目次

- P.1 色鮮やかなチャチャワールドいしこし あじさい園
- P.2～3 今後の税制改正の焦点
- P.4 宮城県からのお知らせ
- P.5 佐沼税務署長着任あいさつ、人事異動のお知らせ
- P.4～7 法人会トピックス
- P.8 第2回決算法人説明会、まちコンのお知らせ

オフィスのパソコンから
申告・納税! **e-Tax**

●電子証明書を取得した法人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
●電子申告における第三者作成業務の受け止め機能が強化されました。
●税理士が代電送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を義務するようになりました。

法人会が会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

 法人会

もっと詳しくお知りになりたい方は…

「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



会員の声をもとに、要望を確立

税制改正の焦点

政府は、経済財政運営の指針「骨太の方針」に盛り込む法人税実効税率の引き下げ、さらには年末までに決定するとしている消費税率10%引き上げ時に軽減税率を導入するとの方針を固めました。

本稿では、政府方針の論点を整理してお伝えします。

こうした改正の動きは、本年末に税制改正大綱で決定されますが、法人会では現在、税制改正提言をまとめ、政府・国会へと要望を展開することになっています。ぜひ、多くの声を法人会にお寄せいただき、企業の切実な意見を伝えていきます。

法人税 実効税率引き下げ

政府・与党は、法人税の実効税率を現行の35.64%（東京都）を20%台に引き下げるとしている。実効税率引き下げは、主要各国が20%台にあり、成長戦略の実現には国際競争力を高めることに他ならない。

20%台への実効税率引き下げの基本的なコンセンサスはできているが、税率の引き下げ幅、何年で引き下げるかの引き下げ工程、税率引き下げでの財源の手当の3点については、多様な意見が出ている。

工程については、来年度から5年程度する意見や、2%ずつ3年間で引き下げといった意見がある。

ここで焦点になってくるのが、財源の手当てである。税率引き下げは減税であり、財政規律の観点から減税分に見合う増収策が必要となってくる。

政府税制調査会では、「単年度での税収中立（増減税同額）である必要はない」としたうえで、「税率引き下げの減税先行で、複数年限で恒久財源を手当てする」

財務省の試算によれば、実効税率20%台への引き下げには約3兆円の財源が必要となる。

その税率引き下げに必要な財源確保策として、政府税制調査会は次のような改革案をまとめている。

【租税特別措置法の縮小・廃止】

すでに政策的な減税の役割を終えた租税特別措置については、ゼロベースで見直して、原則、廃止とする。

【欠損金の繰越控除制度の見直し・縮小】

欠損金（赤字）を翌期以降の課税所得（黒字）から控除（相殺）できる期間を現行の9年から延ばす代わりに、毎年度の控除上限を減額する。

資本金1億円以下の中小企業の年間所得800万円以下に適用される法人税率15%について、資本金1億円以下という認定基準を見直して、縮小する。

【減価償却制度の見直し】

設備投資費用を法定耐用年数に従い分割して損金算入できる減価償却制度で、減税効果の大きい定率法を廃止し、定額法に一本化する。

【外形標準課税の中小企業へ拡大適用】

資本金1億円超の法人を対象に、平成16年4月から導入された、資本金や従業員数などを課税ベースとした都道府県に納税する外形標準課税制度を中小企業にも適用を拡大し、赤字法人も負担する。

消費税 軽減税率の導入

消費税率は来年10月1日からの10%に引き上げられることは与党税制大綱に明記されているが、本年末までに総理大臣が10%引き上げ実施を判断するとしている。

その際に焦点となるのが、昨年末の与党税制大綱で明記した、税率10%に引き上げ時に、低所得者ほど負担が重いとされる逆進性を解消するための対策として、生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率の導入である。

与党税制協議会では、軽減税率適用対象となる飲食料品8分類案、経理方式4案をまとめた。

協議会では「我々だけで決定し押し付けるやり方は

【表①】 軽減税率適用飲食料品目 8パターン案と減収額 (財務省試算)

飲食料品の対象品目	税率1%当たり減収額
① 全ての飲食料品	6600 億円
② ①から「酒」を除く	6300 億円
③ ②から「外食」を除く	4900 億円
④ ③から「菓子類」を除く	4400 億円
⑤ ④から「飲料」を除く	4000 億円
⑥ 生鮮食品	1800 億円
⑦ コメ・みそ・しょうゆ	200 億円
⑧ 精米	200 億円

【表②】 《軽減税率適用後の経理方式 4案》

現行の請求書の活用方式	1案	請求書に適用税率ごとに分けた合計金額を記載する
	2案	1案に加え、売り手側に請求書の発行と写しの保存を義務付ける
インボイス制度の導入方式	3案	請求書に商品品目ごとの税率・税額と、売り手の事業者番号の記載を義務付ける
	4案	3案から事業者番号の記載を省略する

避けた方がいい。広く国民の意見を聞く」として、関係団体などにヒアリングを行い、最終的にまとめていくとしている。

軽減税率適用対象となる品目を表のように、8分類案とともに、軽減する税率1%当たりの減収額を示した。仮に、表の①にある「全ての飲食料品」に2%の軽減税率を適用した場合には約1.3兆円が減収となる。

この減収分をカバーするには、消費税率引き上げは

社会保障に充てるとした「税と社会保障一体改革」の基本理念に基づけば、通常の消費税率を0.7%上積みした10.7%にするか、社会保障費を1.3兆円減額する必要があると指摘されている。

また、軽減税率導入にあたって、品目ごとに税率が異なる複数税率を導入するかどうかについては検討課題としている。

軽減税率導入の際、仕入れ税額控除額を明確に把握

して正確な消費税額を算出するうえで、納税事務で経理方式についての規定が不可避である。

与党税制調査会は4案を示しているが、大別すれば、現行の請求書を活用することで足りるか、欧州で行われているように商品ごとに税率を明記したインボイス(税額票)制度で対応する

こうした与党税制協議会改正案を受けて、法人会では今、広く企業納税者の声を集め、税制提言をまとめている。

法人会は昨年度の政府・国会に要望した税制提言の中で、上記に関連した点について、次のように主張している。

まず、法人税実効税率引き下げ問題に関連しては、①法人税実効税率を20%台に、②中小企業に適用される法人税の軽減税率適用の特例15%を時限措置ではな

かに分かれている。その際、国税庁から交付される事業者番号を記載するかどうかも、これからの検討の焦点となる。

軽減税率の導入の時期については、10%引き上げ時に即時に行うか、10%への引き上げ後の段階で行うかについては、検討課題とされている。

昨年度、法人会はこう主張した

一税率が望ましい、③インボイスについては単一税率であれば現行の請求書等保存方式で十分対応でき導入の必要はない、④低所得者対策で実施が見込まれている簡素な給付措置については給付対象や方法を考慮して「ばらまき政策」とならないよう求める、としている。

そして、何よりも法人会は、徹底した行政改革の推進を求めています。行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっており、「まず隗より始めよ」の精神で地方を含めた政府、議会が自ら身を削ることを強く求めています。

今後の与党税制調査会の案に対する法人会の意見を確立中ですので、ぜひ皆様の声をお寄せいただき、法人会の提言・要望が世に大きく響き渡るような力とさせていただきます。心よりお願い申し上げます。

(26.5月末時点)

お知らせ

県税収入確保へのお願い

□ 事務所紹介

当事務所は、石巻市にある東部県税事務所の「地域事務所」という位置づけで、登米市を所管地域として、自動車税の課税、各種県税の徴収・納税相談・申告書受付、納税証明書の交付などの事務を行っており、全員で窓口業務にあたるなど、納税者皆様が気持ちよく円滑に用件を済ませるよう「分かりやすい説明」「迅速な対応」に努めています。

□ 東日本大震災からの復旧・復興に向けて

東日本大震災の発生から3年が経過し、震災廃棄物の処理、産業基盤の復旧など、震災からの復旧・復興に向けた取り組みが進んでいますが、いまだに多くの方々が応急仮設住宅での暮らしを余儀なくされ、被災された方々を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

□ 県税収入の確保に向けて

このような状況の下、宮城県では、震災からの復旧・復興に向けた各種施策を実行するための予算を重点的に措置しておりますが、事業を執行するための自主財源である県税収入の確保が重要な課題です。

当事務所では、県税収入を確保するために、地元の関係団体等のご協力をいただきながら、納期内納付や自主納税の推進を行っており、また、公平・公正な税務行政を進めるという観点から、滞納されている方に対しては、適切な滞納処分を実施していきたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

法人会トピックス

第二回定時総会

公益事業を重点に平成二十六年事業をスタート！

公益社団法人登米法人会第二回定時総会が、6月2日、迫町佐沼「ホテルサンシャイン佐沼」を会場に開催されました。

総会には会員四〇二社が出席し「平成二十五年事業報告並びに収支決算承認の件」等の二議案、「平成二十六年事業計画・予算」等四事項が報告され、全て原案通り可決決定されました。

承認された登米法人会の平成二十六年事業計画では、「公益事業の拡大と積極的な取組み」「納税意識の高揚と税制への提言」「組織拡大と活動の活性化」の三つを重点実施事項に掲げ、又、新たに登米地域安全推進大会や婚活支援事業、図書館への書籍寄贈など公益事業を積極的に推進していくことといたしました。



佐沼税務署 人事異動

(H26.7.10付、敬称略・署外異動)

【転入】

- ▽署長 大木 正 (東京国税局特別調査官)
- ▽総務課長 阿部 誠 (秋田南署酒類指導官)
- ▽総務課総括上席徴収官 林崎 守 (花巻署管理運営)
- ▽総務課上席徴収官 浅野 勝 (大河原署管理運営・徴収)
- ▽個人課税部門統括官 菊地 泰彦 (秋田南署統括徴収官)
- ▽個人課税部門上席 高橋 一成 (石巻署個人課税)
- ▽個人課税部門 三浦喜美夫 (築館署個人課税)
- ▽法人課税部門上席 白鳥 泰正 (成田署法人課税)

【転出】

- ▽退職 菊池 正幸 (署長)
- ▽仙台国税局税務相談室 新沼 孝篤 (総務課長)
- ▽仙台北署特別調査官 千葉 互 (個人課税統括官)
- ▽築館署管理運営部門 工藤 竜二 (総務課総括上席)
- ▽能代署個人課税部門 佐藤 賢一 (個人課税上席)
- ▽古川署個人課税部門 高橋 利一 (個人課税上席)
- ▽築館署法人課税部門 大越 伸一 (法人課税上席)
- ▽退職 小野寺忠志 (個人課税上席)
- ▽退職 瀬ヶ沼徳男 (法人課税上席)



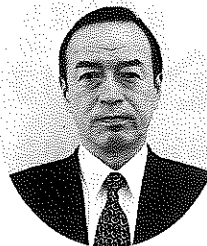
第1回決算法人説明会

5月8日、登米法人会研修室において、佐沼税務署木村統括官等を講師に平成26年度第1回決算法人説明会を開催しました。

この研修会は、法人企業の財務担当者等に適正申告のための税務知識習得をめざして開催したもので今年度3回の開催予定で、次回は9月2日(火)を計画しています。



この程、佐沼税務署長に着任しました大木でございます。着任に際して菊池前署長より、登米法人会及び会員皆様には、e-Taxの普及拡大、租税教育をはじめとして税務行政全般につきまして、多大なるご支援・ご協力を賜っていると伺い、大変心強く感



『着任のごあいさつ』

佐沼税務署長 大木 正

じております。今後とも、「納税者の皆様から信頼いただける税務署」を入口に、適正かつ公平な課税と徴収の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆さま方には、引き続きご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。

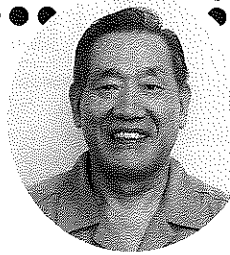


迫図書館へ月刊誌寄贈

登米法人会では、社会貢献事業の一環として4月から登米市迫図書館へ図書サービスの充実を図る「登米市雑誌スポンサー制度」による月刊誌の寄贈を行いました。今後、支援要請に応じ登米図書館・中田図書館へも寄贈を計画しています。

「企業は人なり」

～ 自分より優れた人を
部下に持つ喜びを知ろう ～



《豊里支部》
富士精罐(株) 宮城工場
代表取締役 金岡義守氏

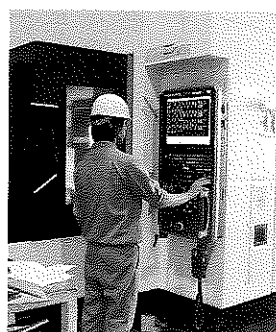
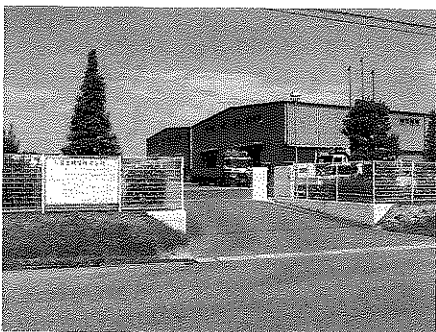
今年度から新たな企画として、会員企業訪問を掲載します。この企画は、地方経済を支えている元気な会員企業を紹介し、共に明日の登米市を担う原動力になればということから、第1回目は、登米市豊里町で「道路安全施設製品」などを製造されている富士精罐(株)宮城工場様を訪問しました。

「ものづくりは人づくり」と話す金岡社長さんは、宮城に来て25年目を迎えるそうで、平成2年に宮城工場を稼働し現在に至るまでには相当苦労があったといいます。会社は、昭和24年11月、東京都大田区に蒸気機関車部品の製作を主業務とする南海機械工業(株)を

創業し、昭和36年1月に富士精罐(株)に改称。現在は、道路安全施設製造販売、移動式倉庫・立体駐車場製造など鉄鋼加工関連業務を主業務としているそうです。

豊里町に宮城工場を新設したいきさつをお聞きしますと、富士精罐グループの「自他共栄」精神をより発揮し、業務拡張をめざす新工場建設地を探した中で、高速道路から1時間位で雪の少ないこの地が最適と考えたからだそうです。

今後の方針は、「この地域に根ざした企業、ユーザーに信頼され、必要とされる企業であり続けたい」とおっしゃっており、そのためには、「人づくり」が最も大事であると「キッパリ」結んでくださいました。今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

5/21
通常総会講演会
街の元氣は、私の元氣を
お招きし「街の元氣は、私の元氣」と題した講演をいただきました。平賀氏のご商売は、たばこ化粧品の販売。「毎日きれいな喫煙場所の提供」「お客様とのふれあいを大事に」をモットーに商売を続け四〇年以上になるそうので、青葉まつりに長年参加するなど元氣の源を話して下さいました。



4/10
全国女性フォーラム
輝くこどもたちの未来と地域社会の発展のために香川県高松市を会場に第9回全国女性フォーラムが開催され、当部会から四名の部会員が参加。全国の仲間と法人会活動を通じて更に社会に貢献し、日本のより良い未来を切り拓いていこうと確認し合いました。



7/4
健康講座
健康づくりは、まず足腰を丈夫に無理なく鍛え、維持していくことだそう
で、女性部会では、健康講座と題し世界谷地原生花園ウォーキングを二十一名のもと参加実施しました。当日は、小雨が降るあいにくの天気となりましたが、サワランやキンコウカが咲く第一湿原を散策するなど栗駒の大自然を満喫してきました。



6/13
第八回パークゴルフ大会
今年は、奥州市水沢区の「さくらの湯のパークゴルフガーデン」を開場に開催。梅雨に入り、雨が心配されましたが、当日は、さわやかな風が吹く絶好のパークゴルフ日和となり、バラが満開の清々しい会場で参加十八名が熱戦を繰り広げました。結果は次の通り。(敬称略)
優勝 高田貞子 (株)高田商店
準優勝 齋藤節子 (有)齋藤建業
第三位 村上富子 村上電業(株)



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

支部紹介

登米法人会を支える支部活動について、各支部長さんから順次紹介して頂きます。第一回目は、管内設立第一号の「登米支部・菅原支部長さん」です。

登米町法人会の設立

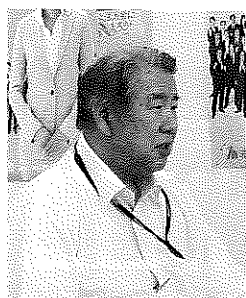
昭和二十五年十月、戦後の動乱期から経済復興が進む中、我が国の納税制度は、シャープ勧告により「賦課課税制度」から「申告納税制度」に移行し、新しい納税制度の普及と納税道義の涵養を図ろうと、登米町法人会が会員32社で設立。初代会長に、岩淵希彦氏が就任しました。

登米支部の活動

その後、昭和五十二年九月、「二税務署一法人会」への要請高まりから登米郡法人会に一本化改組が行われ、以後登米支部として現在に至っています。

登米支部は、伊達氏2万1千石の城下町で、当時の面影が忍ばれる町並みを今に伝えており、当支部の自慢は、会員の結束力が高く、組織率は常に上位をキープしています。

活動は、会員企業の情報交換による



菅原文之登米支部長さん
(梅協和エレクトロニクス)

経営向上への
研修事業、
社会貢献
会費増進

強運動を実施しております。

今後の活動

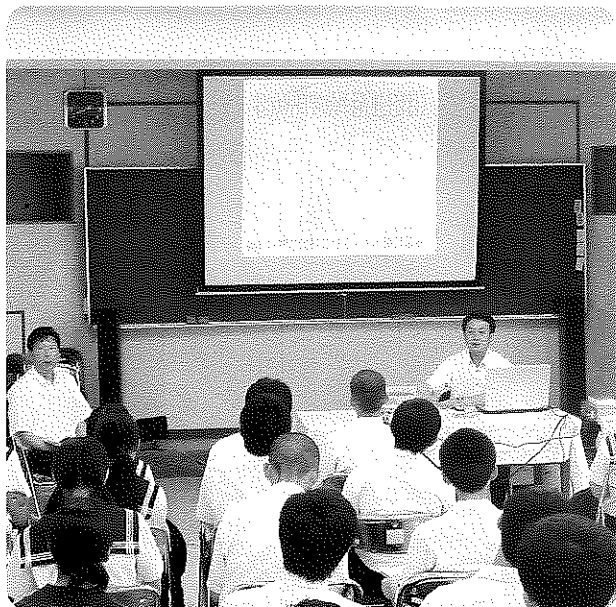
今後の活動目標は、設立趣旨を忘れることなく「組織拡大維持」「社会貢献」を会員みんなと考え実行しようと思っています。



平成26年度登米支部総会風景



登米蔵ジウム敷地へ桜木植樹



青年部会 「東和中学校で租税教室」

青年部会では、「税金」の大切さを教える「租税教室」を継続して実施しており、7月10日、今年度初めての教室を東和中学校(3年生61名)で行いました。

講師には3年連続となる佐藤部会長が担当し、部会長の解りやすい説明に、生徒の皆さんは、税金の大切さを改めて認識した様子でした。



女性部会 「鉢花設置事業」

女性部会での鉢花設置事業。今年度も、5月下旬に登米市内の警察署、市役所、商工会支所へ設置しました。

今回の花は『ガザニア』。晴れた日の日中にのみ開花し、それ以外は閉じているそうで、警察署や市役所などお出かけの際には、ぜひ玄関前のお花に目を向けて下さい。



Machi Con!
in Tome

まちゴン!

in Tome 2014

～縁と宴が結びつき登米市でつながる“エン”がある～

開催日時 **8月24日** [受付開始14:30]
日 **15:00～19:00**

参加者
大募集!

開催場所 地域料理の店 くんべる (有限会社 伊豆沼農産)
登米市迫町新田字前沼149-7 TEL.0220-28-2986

参加資格 20歳以上の未婚の男女 (所在地は問いません)

参加定員 80名(男性40名・女性40名)

参加費 男性 6,000円 女性 2,000円

申込方法 とめ青年会議所ホームページ・お手元のQRコード・
TEL/FAXによる申込みが可能

申込期限 8月21日(木) [定員になり次第受付終了]

参加希望者はとめ青年会議所ホームページにてご確認ください!

www.tomejc.or.jp とめ青年会議所 検索

主催 公益社団法人 とめ青年会議所 TEL.0220-22-7113 FAX.0220-23-9999
E-mail:tomekon2014@net.ne.jp
共催 公益社団法人 登米法人会 青年部会
後援 登米市・(一社)登米市観光物産協会
登米中央商工会・登米みなみ商工会・みやぎ北上商工会



第2回決算法人説明会のご案内

適正申告へ 税務知識の習得を!

日時 平成26年
9月2日(火)
午後1時30分
～3時30分

会場 登米中央商工会館2階
登米市迫町佐沼字上舟丁12-6

講師 佐沼税務署 担当官

受講料 無料

申込先 (公社)登米法人会
登米市迫町佐沼字
上舟丁12-8
TEL.
(0220)22-6617
FAX.
(0220)22-1366

〆切 **8月28日(木)まで**
電話又はFAXにて。



<説明会内容>

- ◇法人税申告
 1. 決算申告事務の流れ
 2. 決算調整
 3. 申告調整
 4. 特別な課税と税率
 5. 更正の請求
 6. 勘定科目別に見た源泉所得税のチェックポイント
- ◇消費税等の概要
- ◇平成26年度税制改正のポイント

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場!

がんを含む
病気やケガの備えに

— 法人会 —
ちゃんと応える
医療保険
EVER

心配な「がん」の備えに

— 法人会 —
生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

仙台総合支社
〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル 22F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。
AF法推-2013-0044 8月8日

公益社団法人
登米法人会会員

法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って
「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい